

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表

A2 訪問型サービス（独自）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス1 1日割		1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39 単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス1 2		(1)週に2回程度の場合			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス1 2日割		2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77 単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス1 3		(1)週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス1 3日割		3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123 単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割		12 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(1)週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割		23 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(1)週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割		37 単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50名以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20名以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50名以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算 I	100 単位加算	100	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算 II	200 単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 63/1000 加算		1月につき		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算				